

総行行第56号
総行市第26号
令和4年2月24日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令
の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第46号。以下「改正令」という。）が本日公布され、同日施行されました。

改正令は、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、地方公共団体が私人に対して収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大すること等を内容とするものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、適切に対応されるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）の一部改正に関する事項

私人に収納の事務を委託することができる歳入として、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利得による返還金並びに分担金、負担金及び過料に係る延滞金並びに負担金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利得による返還金に係る遅延損害金が追加されたこと。

このうち、負担金、損害賠償金及び不当利得による返還金は、普通地方公共団体の規則で定めるものに限ることとされたこと。（自治令第158条の2第1項関係）

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「合併特例法施行令」という。）の一部改正に関する事項

合併特例区について、上記で追加された歳入（分担金及び過料に係るものを除く。）の収納の事務を私人に委託することができることとされたこと。

このうち、負担金、損害賠償金及び不当利得による返還金は、合併特例区の合併特例区規則で定めるものに限ることとされたこと。（合併特例法施行令第50条第1項関係）

第三 施行期日

改正令は、公布の日から施行するものとされたこと。

第四 その他

- 1 自治令第158条の2第1項第3号に掲げる負担金、第6号に掲げる損害賠償金及び第7号に掲げる不当利得による返還金について普通地方公共団体の規則で定めるときは、個別の具体的な歳入の名称を明示して定めることが適当であること。
- 2 自治令第158条の2第1項第3号に掲げる負担金は、地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対し課すものであること。なお、その予算区分は基本的に、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第1項に基づく別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表中「負担金」の項に含まれるものであること。